

相模原市健康づくり推進条例を制定しました

令和5年4月1日施行

■ どうして条例をつくったの? ■

『健康で暮らし続けられること』これは私たち共通の願いです。

しかし、近年の急速な少子高齢化の進行などに加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、市民の健康を取り巻く環境はこの数年で大きく変化しています。市が実施した調査（※1）では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前と比較して、『人との関わりが減った（66.7%）』『精神的疲労が増えた（47.5%）』『運動量が減った（46.6%）』など、健康づくりに取り組むことが困難になる状況であったことがわかっています。

しかしながら、この状況を「より一層の健康づくりを進めていく機会」と捉えることもできるのではないのでしょうか。

「なるべく歩く」「バランスの良い食事をする」「十分に睡眠をとる」など、健康づくりは私たち一人ひとりの主体的な取り組みが大切です。けれどもこれらを1人で続けていくことは大変です。そのため、仲間づくりや健康づくりに取り組みやすい環境の整備など、みなさんの健康づくりを社会全体で支えていくことも必要です。そこで市は、健康づくりの理念や市の責務、市民・関係者の役割を示し、より一層連携し健康づくりに取り組むことにより、病気や障害の有無にかかわらず、子どもから高齢者まで全ての市民が『生涯にわたっていきいきと暮らし続けられる社会』を目指して「相模原市健康づくり推進条例」を制定しました。

■ 条例にはどんなことが書かれているの? ■ ※詳細は市ホームページをご覧ください。

1 健康づくりの基本理念

「自らの健康は自らつくる」を基本に、一人ひとりが自らの心身の状態に応じた健康づくりに取り組むことや、市や関係者が連携して市民の健康づくりを支援することを掲げています。

2 健康づくりに関係する各主体の主な役割

- ・市は、健康づくりに関する総合的な施策を策定し、実施するものとします。
- ・市民は、自らに適した健康づくりに継続的に取り組むよう努めるものとします。
- ・事業者、保健医療関係者、健康づくり関係者は、それぞれの活動に応じて従業員の健康管理や市民の健康づくりの支援に努めるものとします。

メディカルセンター急病診療所の非常勤看護師募集

職 種：非常勤看護師

募集人数：数名

勤務場所：相模原中央メディカルセンター急病診療所

（相模原市中央区富士見6-1-1）

相模原南メディカルセンター急病診療所

（相模原市南区相模大野4-4-1）

勤務時間：休日（9時から17時）、

夜間（17時または20時から23時）

勤 務 日：当方の指定する日（シフト制）

給 与：一般社団法人相模原市医師会規定による

応募資格：看護師免許または准看護師免許をもつ者

採用予定：応相談

申し込み：写真を貼った履歴書を下記へ送付してください。

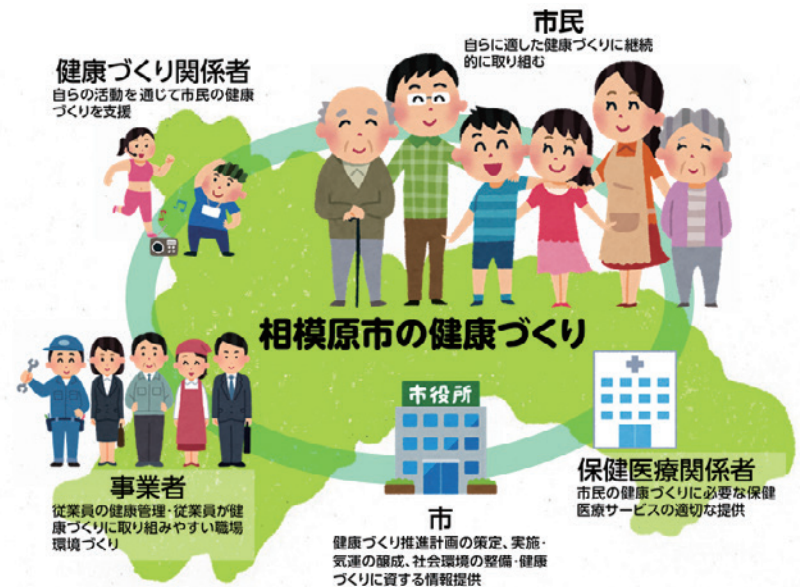
〒252-0236 相模原市中央区富士見6-1-1 5F

一般社団法人相模原市医師会

急病・災害対策事業課 宛

問合せ先：急病・災害対策事業課 042-756-1700

図1 相模原市の健康づくり



3 健康づくりの基本となる施策

健康づくり推進のための基本的施策を示しました。

- ・運動その他の身体活動及び運動に関する施策
- ・健康を支える食育の推進に関する施策
- ・歯と口腔の健康づくりに関する施策
- ・生活習慣病の発症及び重症化の予防に関する施策
- ・心の健康づくりに関する施策
- ・次代につながる健康づくりに関する施策
- ・感染症の予防等に関する施策
- ・健康被害の防止に関する施策

■ 自分の状態、生活スタイルに合った健康づくりを継続的に! ■

条例が制定されただけでは健康寿命（※2）は延びません。この条例制定をきっかけに、健康づくりに向けた気運の醸成を図り、それぞれが役割を担っていただくことで、市民のみなさんが健やかで心豊かに生活できる社会の実現を目指していきます。

市からは、これまで以上に無理なく・楽しく・継続できる健康づくりのご提案をさせていただきます。みなさんにおかれましては、ご自身に適した方法で継続して健康づくりを実践してください。

※1 令和3年度市政に関する世論調査より

※2 健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間

（相模原市健康福祉局 健康増進課）

休日・夜間の急病診療制度の利用

まず、かかりつけの医師に相談してください。かかりつけの医師が不在、近所の医療機関で診療が受けられない方は

☎042-756-9000

相模原救急医療情報センターへ

お電話してください。

	午前9時	午後1時	午後5時	午前9時
平日	電話受付時間			
土曜日		電話受付時間		
休日			電話受付時間	

市民のみなさんへお願い

- ◇診療可能な医療機関を案内します。
- ◇医療相談・歯科案内には行なっておりません。
- ◇急病で困ったときに利用してください。
- ◇**応急診療**が目的ですので、翌日はかかりつけの医師または近所の医師の診察を必ず受けてください。
- ◇**健康保険証**を必ず提示してください。されない場合は自由診療扱いとなり、費用が高額になります。
- ◇救急車は、生命に危険が生じた患者さんを一刻も早く運ぶためのものです。安易な利用は避けてください。
- ◇**歯科の急病**については**相模原口腔保健センター** ☎042-756-1501へ（ウェルネスさがみはら2階）
- ◇服用している薬がある場合は、**お薬手帳**もしくは**処方された薬をお持ちください。**